

# 土木工事設計資材単価決定要領

## 1 適用

この要領は、鹿児島県薩摩川内市建設部（建築を除く）が施工する土木工事の積算に用いる材料単価の決定に適用する。

## 2 用語の定義

- ①単価表……………鹿児島県土木部が統一単価として、労務単価、主要資材及び一般資材で使用頻度の多い品目について制定している「公共事業設計単価表」をいう。
- ②価格刊行物……（財）経済調査会発行の「月刊積算資料」及び「土木施工単価」並びに（財）建設物価調査会発行の「月刊建設物価」及び「土木コスト情報」をいう。
- ③市場単価……………元請（総合建設業者）と下請（専門工事業者）間の市場取引において商品取引的な価格の形成される工種について、施工単位当りの直接工事費（労務費・材料費・機械経費等）を一体化した単価をいう。
- ④特別調査……………資材毎に形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所を指定した市場価格の調査をいう。
- ⑤見積書……………メーカー、商社等から徴収した見積をいう。
- ⑥公表価格表……メーカー等が一般に公表している需要者渡し価格(定価、建値、カタログ価格等)表をいう。

## 3 設計単価決定方法

(1) 単価表に掲載されている項目についてはその価格を設計単価とする。

- ・ 労務単価
- ・ 資材単価
- ・ 市場単価等

(2) 単価表にない品目については、最新の価格刊行物による実勢価格とし、これにない品目については、特別調査又は見積書を参考に次により取り扱うものとする。

(イ) 価格刊行物による場合

- ①両刊行物の調査段階が同一の場合、両刊行物掲載単価を平均し、端数処理（上位3桁有効4桁目切り捨て）を行った単価を設計単価とする。  
なお、平均単価が100円未満となる場合は整数止め小数点以下切り捨てとする。
- ②調査段階が異なる場合、調査地・取引数量等を考慮して決定する。
- ③1つの刊行物にしかない場合、その価格を採用する。
- ④「公表価格」で記載されている場合、記載されている実勢価格率により割り引くものとする。なお、実勢価格率が明記されていない品目については、原則、設計単価としない。

⑤ 価格刊行物の適用地区について

価格刊行物に掲載されている資材単価は、「都市別価格」「地区別価格(ブロック別価格)」、「全国価格」に区分され、荷渡し場所は都市内現場持込みと記載している。

上述の単価は本県離島の場合、適用不可となるので価格刊行物の資材単価を用いる場合は、離島までの海上運賃や港から現場までの陸上運搬費を別途計上すること。

なお、適用地区はよく確認の上設計単価とすること。(「全国」、「九州」は適用可「福岡」、「熊本」地区等の他県単価は適用不可)

※設計書の摘要欄に価格刊行物名○月号と記入するか、「積算単価根拠表」により明示すること。

(ロ) 特別調査による場合

① 1 工事において調達価格(材料単価×使用数量)が、500万円以上の場合、または、1 資材の材料単価が50万円以上の場合には特別調査対象資材として発注担当課にて調査を行い、材料単価を報告する。

② ①以外に市場価格を把握する必要のある資材については調査を行う。

③ 公共事業設計単価表及び価格刊行物に掲載されている資材は①で示した調達価格(材料単価×使用数量)が、500万円以上の場合、または、1 資材の材料単価が50万円以上の場合でも調査は不要である。

ただし、価格刊行物に掲載されている資材で、記載されている取引数量を超えるものは、この限りでない。

④ 参考見積書により、特別調査を実施するか否かの判断を行うものとする。

⑤ 調査については、通常1～2ヶ月程度を要するため、依頼の際には注意すること。

⑥ 特別調査の単価は、調査時点で当該地区での実勢価格であるので、調査依頼の際には条件を明記すること。

⑦ 特別調査を実施しても、調査不能な場合がある。この場合は見積書により単価を決定する。

⑧ 特別調査の結果と(ハ) 見積書による場合との比較を行い安価な方を設計単価として採用する。

(ハ) 見積書による場合

① 一般に製造できる製品、又は製造されている製品については形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積有効期限等の条件を必ず明示し、市長から書面により見積依頼を行う。

見積書は、原則として3社以上から徴取し、異常値を除いた見積価格を平均し、端数処理(上位3桁有効4桁目切り捨て)を行った単価を設計単価とする。(異常値とは、徴取した全ての見積書の平均値を中心に±30%の範囲を超えるものとする。)

なお、平均単価が100円未満となる場合は整数止め小数点以下切り捨てとする。  
ただし、類似品が単価表又は価格刊行物に掲載されている品目については、実勢価格率を計算して設計単価を決定する。

$$\text{必要製品設計単価} = \text{必要製品見積価格} \times \frac{\text{類似品の設計単価又は価格刊行物単価}}{\text{類似品の見積価格}}$$

※類似品の選定は、必要製品直近サイズ(規格)のものとし、中間サイズ(規格)の場合は上位のものとする。

②一般に製造されていない受注生産的な特注品について、複数の見積書が取れる場合は異常値を除いた平均値を、1社しか徴収しかできない場合はその見積価格を設計単価とする。

## (二)公表価格表

公表価格表はメーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、設計単価としない。

ただし、実勢価格率の表示がある資材は実勢価格率により割り引いた価格を設計単価とする。

その際の端数処理については(ハ)見積による場合と同様とする。

## (3)価格刊行物及び見積書を用いた設計単価等の具体的な算出方法

価格刊行物又は見積書を用い、係数等に乗じるなどして、設計単価等を設定する場合は、(2)により端数処理した価格に係数等に乗じ、その値を整数止め小数点以下切り捨てとして算出する。

## 【算出例】

○積算条件(数値は仮定)

- ・資材：硬質塩ビ管(4m/本)
- ・積算資料：31,700円/本、建設物価：28,200円/本
- ・損料率：33%

○積算

①1本当りの設計単価を算出する場合(上位3桁有効4桁目切捨て)

$(31,700 + 28,200) / 2 = 29,950 \rightarrow$  設計単価：29,900円/本

②1m当りの設計単価を算出する場合(上位3桁有効4桁目切捨て)

$((31,700 + 28,200) / 2) / 4 = 7,487.5 \rightarrow$  設計単価：7,480円/m

③1m当りの損料金額を算出する場合

・ $((31,700 + 28,200) / 2) / 4 = 7,487.5 \rightarrow$  資材単価：7,480円/m  
(上位3桁有効4桁目切捨て)

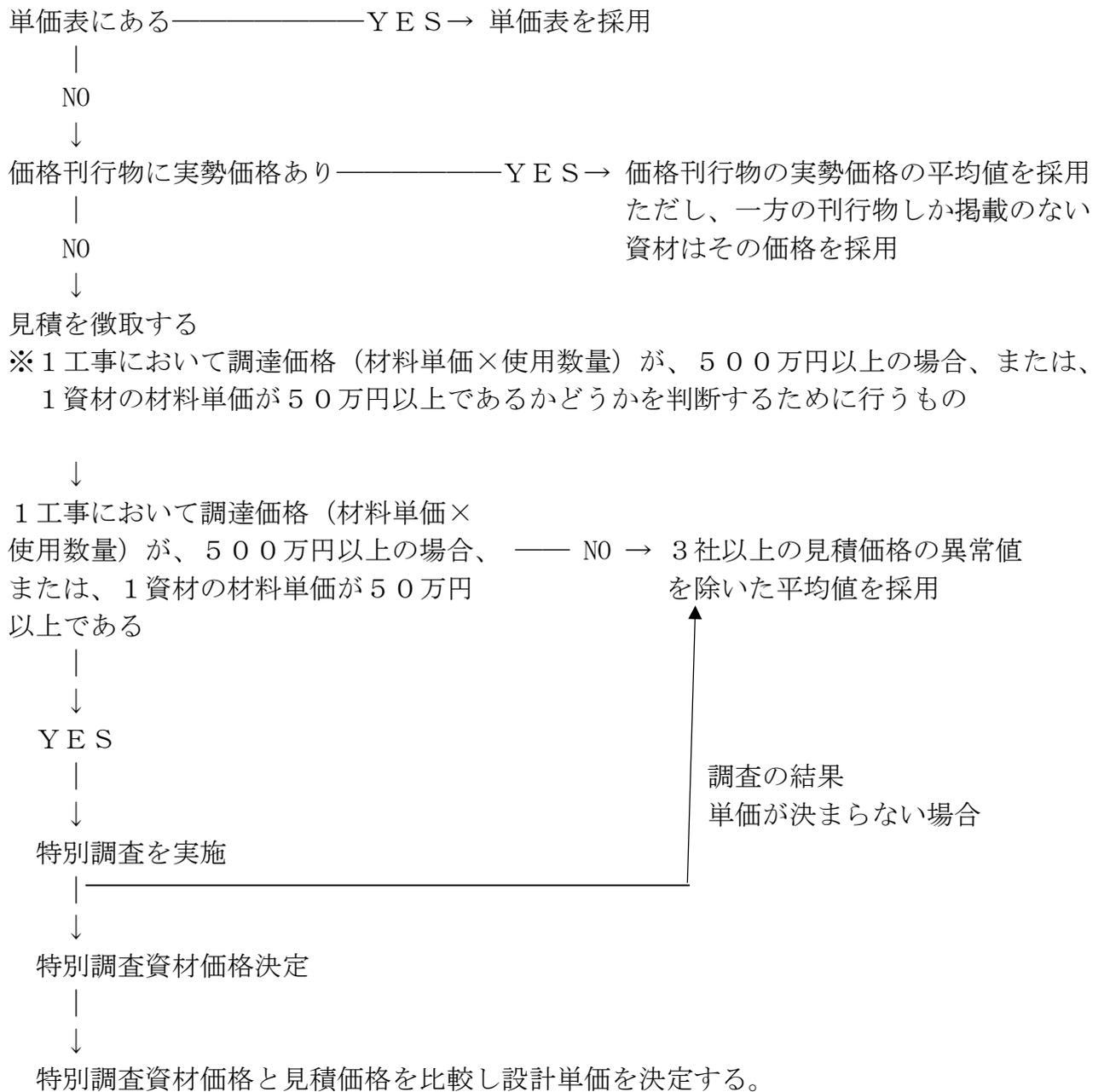
・ $7,480 \times 0.33 = 2,468.4 \rightarrow$  損料金額：2,468円/m

(整数止め小数点以下切り捨て)

#### 4 その他の取扱い

- (イ) 資材単価は「現場渡し」とするが、工事現場までの適当な搬入路がない場合は、「最寄り道路渡し」と読み替え、別途小運搬を計上する。  
また、離島については、海上及び島内陸上運賃を別途計上する品目があるので各単価表の注意書きを熟読すること。
- (ロ) リース品として取扱っていないヒューム管等を、仮設材として用いる場合の設計単価は、新品価格の1/2とする。

#### 【資材単価の決定方法フロー図】



(付則)

この要領は、平成30年4月1日から適用する。